

発議第 27 号

年金積立金の安全かつ確実な運用等に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成 27 年 12 月 22 日

伊勢市議会議員 世 古 明

伊勢市議会議員 西 山 則 夫

伊勢市議会議員 上 村 和 生

伊勢市議会議員 浜 口 和 久

伊勢市議会議員 佐之井 久 紀

伊勢市議会議員 黒 木 騎代春

年金積立金の安全かつ確実な運用等に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、高齢者世帯の6割が公的年金収入だけで生活している。公的年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産への投資割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めている。年金積立金の運用益が将来の年金給付に充てられることに鑑みると、その運用については、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきである。

よって、国においては、年金積立金の適正運用の確保を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. GPIFにおける年金積立金の運用が適切に行われるよう、早急にGPIFのガバナンス体制の強化を図ること。

以上

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

伊勢市議会議長 中山裕司

衆議院議長	大島理森	}	殿
参議院議長	山崎正昭		
内閣総理大臣	安倍晋三		
厚生労働大臣	塩崎恭久		